

残留農薬等のポジティブリスト制度の導入における食品安全委員会の役割について

食品安全委員会では、平成18年5月29日から導入された農薬等のポジティブリスト制度(※1)に対応した食品健康影響評価(リスク評価)の実施手順等を定めました。ここではその主なポイントをご紹介します。詳しくはホームページ資料をご参照ください。

HP http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/hyouka_tejyun.pdf

安全対策の迅速な導入のために

日本ではポジティブリスト制度導入前は283の農薬、動物用医薬品及び飼料添加物(以下「農薬等」と略)について残留基準を定めていました。ポジティブリスト制度導入により、世界的に使用されている799の農薬等についても残留基準値が設定されることとなりました。その中の758農薬等については、国内外の基準に基づく暫定的な基準です。

本来、農薬等の残留基準は、まず食品安全委員会が「食品健康影響評価(リスク評価)」を実施して一日摂取許容量(ADI)(※2)を設定し、これに基づいて厚生労働省が残留基準値を設定するという順序になっています(図表1)。

しかし、あらかじめリスク評価を行ういとまがなかったことから、先に厚生労働省がポジティブリスト制度を導入し、事後に食品安全委員会がリスク評価を行うこととなり、厚生労働省はその評価に基づき改めて残留基準値を設定することとなりました(図表2)。通常の評価の手順とは異なりますが、国民の健康保護と制度の迅速な導入を図る目的での措置ですので、ご理解いただきたいと考えています。

評価実施の基本的な考え方

食品安全委員会は平成18年度から5年間にわたり、758の農薬等の評価要請を厚生労働省から受けることになっています。1年間に約150農薬等の評価が求められるわけですが、この数多くの評価を円滑に進めるために食品安全委員会は、以下の基本的な考え方をまとめました。

- (1) 暫定基準が設定された農薬等に関しては現行の農薬等の評価方法を参考にしつつ試行的なものとして実施手順を定め、毒性等の評価を行う。
- (2) 国際リスク評価機関においてADIが設定できないとされた物質や、食品を通じて日本国民が摂取する量が比較的多い物質は「優先物質(図表3)」と定め、現行のリスク評価と同様に毒性、代謝、残留試験成績等(以下「毒性試験成績等」と略)を用いてリスク評価を行う。
- (3) リスク評価にあたっては、国内で過去に実施された評価結果に加え、国外の評価結果も活用して評価を進める。
- (4) 評価の過程で発がん性等重要な毒性に関する知見が新たに確認された場合は、当該毒性試験成績等も用いて評価を実施する。

リスク評価の審議について

ポジティブリストに記載され、リスク評価を行う758農薬等の内訳は図表4の通りです。この評価作業は原則的に図表5のような流れに沿って行われています。リスク評価の結果、ADI等が決定された場合には、厚生労働省は推定摂取量の試算に基づいて、暫定基準を速やかに見直すこととなっています。

また、ポジティブリスト制度導入のための一般的措置として、暫定基準の他に一律基準(0.01ppm)の設定も行われました。その他に、対象外物質(人の健康を損なうおそれのないことが明らかなもの)の指定があり、これらについても食品安全委員会ではリスク評価を行うこととしています。

食品安全委員会では、これらのリスク評価について農薬専門調査会専門委員を増員し、5部会制にするなど体制を強化して臨んでいます(図表6)。

図表1 一般的な農薬等の審議手順

食品安全委員会(リスク評価機関)

食品健康影響評価の実施

厚生労働省(リスク管理機関)

残留基準値等の設定

図表2 ポジティブリスト制度導入時の農薬等の審議手順

厚生労働省(リスク管理機関)

暫定的残留基準値等の設定

食品安全委員会(リスク評価機関)

食品健康影響評価の実施

・758農薬等の評価

・一律基準の評価

・対象外物質の評価

厚生労働省(リスク管理機関)

残留基準値等の設定

※1) ポジティブリスト制度: 原則禁止の中で、禁止していないものを一覧表に示す制度。反対に、ネガティブリスト制度とは、原則自由の中で、禁止しているものだけを一覧表に示し、規制する制度をいう。

※2) 一日摂取許容量(ADI): 人が一生にわたって毎日摂取し続けても毒性が認められない量。通常、無毒性量(動物実験等で毒性が認められなかつた量の最低値)の100分の1とされる。体重1kg当たりの値として「mg/kg体重/日」と表わす。

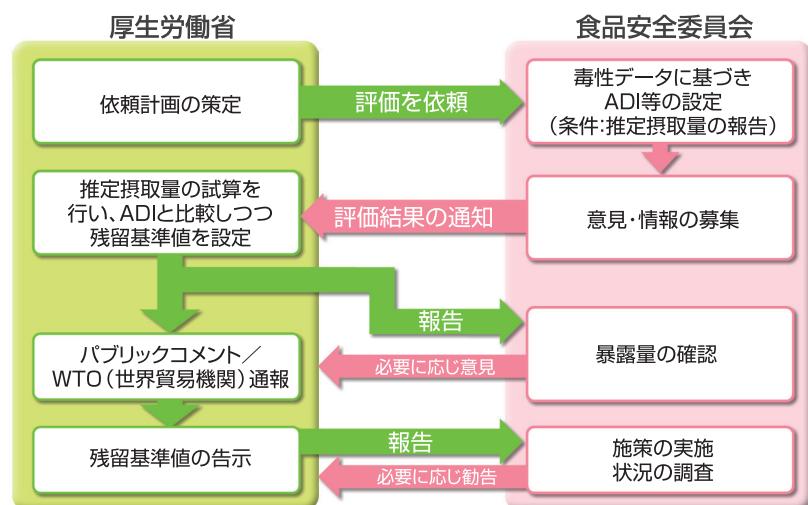
※3) JMPR: FAO/WHO(国際連合食糧農業機関／世界保健機関)合同残留農薬専門家会議
JECFA: FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

図表3 「優先的に評価する物質の考え方」

以下の物質については、食品の健康影響が懸念されることから、慎重かつ優先的に評価を行う。

国際機関（JMPR、JECFA等※3）でADIが設定できないと評価されたもの
我が国の食生活において1日当たりの摂取量が比較的多いと推定されたもの
発がん性等の重要な毒性知見が新たに得られたもの

図表5 リスク評価の審議フロー

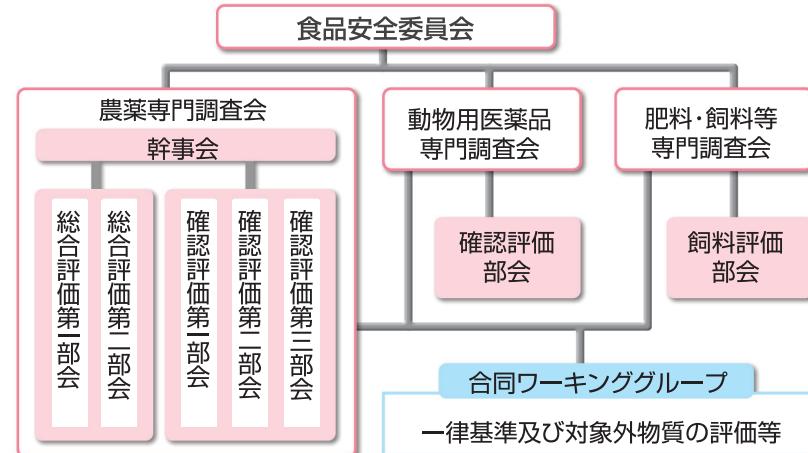


図表4 リスク評価の依頼計画

平成18年度から5年間を目途に758農薬等のリスク評価依頼を実施する予定（厚生労働省）

758農薬等の内訳	
農薬	516
動物用医薬品	192
飼料添加物	3
農薬及び動物用医薬品	31
動物用医薬品及び飼料添加物	15
農薬及び飼料添加物	1

図表6 食品安全委員会の評価体制



ポジティブリスト制度はなぜ導入された?

- 日本のこれまでの残留農薬等の規制は、限られた農薬等について残留基準を設定し、それを超えた食品の流通・販売等を禁止するというネガティブリスト制度でした。
- しかし、この方式では残留基準が設定されていない農薬等については、基本的に規制ができない仕組みであったことなどから、輸入農産物が激増するなかで問題となっていたために、国民の健康保護のためにポジティブリスト制度が導入されました。
- この制度では原則的にすべての農薬等に残留基準が設定され（国内外に基準のないものについても、人の健康を損なうおそれのない量として0.01ppmを一律基準値として設定）、基準を超えて農薬等が残留した場合、その農産物の流通・販売等は全面的に禁止されます。

ポジティブリスト制度導入後の規制

